



皆さんの思いやいで 支えられています



赤い羽根共同募金

旭市支会

毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
全国一斉に実施され、12 月には「歳末たす
けあい募金」もあわせて実施されています。

皆さまから寄せられた募金は、地区社協の
活動や、高齢者・障がい者・子ども・生活困
窮世帯・災害被災世帯を支援する活動などに
充てられます。

小さな親切運動

旭市支部

「できる親切はみんなでしよう、それが社
会の習慣になるように」をスローガンに掲
げ、「小さな親切」実行章の贈呈やコスモスの
種子の配布などを通して、次世代を担う青少
年をはじめ広く国民の間に「小さな親切」の
心を育てる活動をしています。

会費・寄付

社協の事業は、地域の皆さまからの会員会費や寄付など
により支えられています。地域の皆さまからいただいた会
費や寄付は、本会が行う地域福祉活動の財源として活用し
ているほか、会費の一部は各地区社協へ助成し、地域福祉
活動に活用していただいています。

皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

●社協会員会費

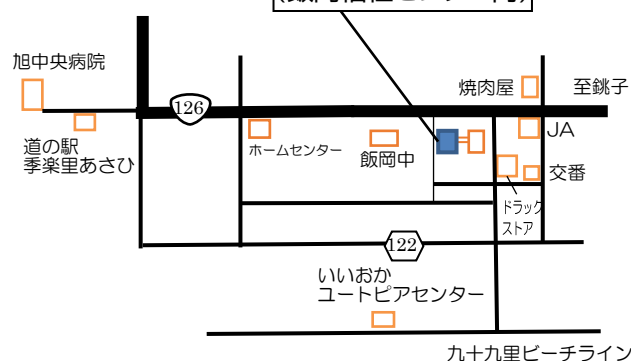
一般会費 1 世帯 800 円
賛助会費 1 口 3,000 円
特別会費 1 口 3,000 円

●寄付

金銭または物品による寄付をお受けしています。



旭市社会福祉協議会
(飯岡福祉センター内)



♡ 問い合わせ先 ♡

〒289-2712

旭市横根 3520 番地（飯岡福祉センター内）

TEL 0479-57-5577 〈代表〉
0479-57-3133 〈地域福祉推進係〉
0479-74-3433 〈旭市東部地域包括支援センター〉
(24 時間対応)

FAX 0479-57-2836



社会福祉法人

旭市社会福祉協議会

社会福祉協議会
シンボルマーク

<http://www.asahi-shakyo.jp/>



地域福祉活動に参加したい

地区社会福祉協議会（以下、地区社協）の支援



地区社協は、地域住民にとって最も身近な社会福祉協議会として、地域の方々が「自分たちの地域は自分たちで住み良くしていこう」という気持ちで組織された団体です。

民生・児童委員、区長、ボランティアなど様々な団体により構成され、旭市内に 16 地区社協があります。地域ふれあい交流事業をはじめ、ひとり暮らし高齢者訪問や研修会、地域の清掃活動や花植え活動、グラウンドゴルフ大会や防犯パトロールなど、それぞれの地域の需要や実情に応じた、地域福祉事業を展開しています。

●地域ふれあい交流

身体機能の低下を予防する必要がある高齢者を対象に、地域住民との交流、閉じこもり予防などを目的に 16 地区社協で実施しています。

●地域福祉フォーラム

地域福祉の問題が多様化している中で、多くの住民が知恵を出し合い、問題解決を図る仕組みづくりです。

ボランティア活動

●幹旋

ボランティアを依頼したい人とボランティア登録者・登録団体の幹旋を行います。

●紹介・調整

ボランティアをしたい人に活動先の紹介・調整を行います。ボランティア登録やボランティア活動保険の受付も行っています。

●災害ボランティアセンター

災害発生時に、被災地を支援するため全国から駆け付ける多くのボランティアがスムーズに活動できるよう調整し、「被災者」と「ボランティア」をつなぐ役割を担うために設置します。

学びたい・体験したい

イベント

●障害者交流

障がいをもつ仲間との出会いや交流の機会を設け、仲間づくりの推進を図ります。



●おたっしや会

75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に仲間づくりの機会をつくり、生きがいのある日常生活の推進を図ります。

●社会福祉大会

功労のあった市民の表彰、小・中学生の福祉作文の募集と表彰、福祉に関する講演会などを実施します。

●男の料理教室

市内在住の男性を対象に、料理教室を開催します。

講座

●夏休み学生ボランティアスクール

学生が福祉やボランティア活動への理解を深めることを目的に、福祉に関する講座や体験などを行います。

●ボランティア講座

年に数回、ボランティア講座を開催しています。

●福祉教育出張講座

高齢者疑似体験や車いす体験、点字体験、福祉について等の出張講座を行い、福祉の心を育むきっかけ作りを行います。

また、講座で使用する高齢者疑似体験セットや車いすの貸出も行っています。



旭市イメージアップ
キャラクター
【あさビー】

生活に困り相談したい

生活関係

●日常生活自立支援（すまいる）

高齢者や障がい者に対して、福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理などの支援を行います。

●生活福祉資金貸付

貸付により経済自立と更生意欲の助長促進を図り、安定した生活を援助します。

●善意銀行貸付

貸付により応急的かつ生活の安定を図ります。

●生活困窮者自立支援

生活困窮者に対して就労支援、就労準備支援、家計相談支援等を行い、自立の促進を図ります。

●被保護者就労支援

稼働能力の活用を十分に発揮できない被保護者に対して就労支援を行います。

●フードバンク

余剰食品の提供を呼びかけ、食料確保が困難な生活困窮者等に提供しています。

高齢者関係

●旭市東部地域包括支援センター

（担当地域：海上地域・飯岡地域）

高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らしていけるよう、介護だけでなく、福祉、健康、医療などさまざまな分野から総合的な相談に応じます。



日常の困りごと

●心配ごと相談

民生委員や学識経験者が日常生活のあらゆる相談に対応します。

第 1,3 水曜日：飯岡福祉センター

第 2,4 水曜日：あさひ市民センター

（13：30～15：30）

サービスを利用したい

福祉用具

●日常生活用具貸出

車いすの貸出（短期間）を行います。

●声の広報

ボランティアに社協だより、市の広報等をテープ等に録音していただき、目の不自由な方に貸出しています。

入浴施設など



市民の健康増進を目的とし、「くつろぎのひと時」を過ごすために管理運営をしています。天然温泉施設とふれあい広間が一般利用いただけます。

休業日：毎週月曜日、祝日

12月28日～翌年1月4日

（日曜日及び月曜日が祝日のときは、火曜日も休業となります。）

※ 施設点検などにより臨時に休業する場合があります。

広報活動

広報紙やホームページ等を利用し、本会の活動を広く周知しています。

●広報紙「社協だより」の発行

年3回発行しています。

●ホームページの管理運営

イベント等の様子や各事業について、最新情報を発信しています。



社会福祉協議会とは

社会福祉活動を推進することを目的とし、営利を目的としない民間組織です。社会福祉法に基づき、国・都道府県・市区町村単位で設置され、社会福祉関係者や行政機関などに支えられた「公共性」と、民間組織としての「自主性」の両面を兼ね備えています。

地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

旭市社協とは

『地域で支え合い 誰もが生きがいを持てるまちづくり』を目標として掲げ、共に支え合いながら、安心して暮らせる福祉の充実したまちづくりの実現を目指し、上記のような事業を展開しています。

福祉は、障がいのある方、高齢者、生活に困っている方など、特別な誰かのものではありません。私たち一人ひとりの暮らしの中にある身近なものです。地域の皆さまと共に、公的制度の扶助対象とならない部分の支援を進めていくこと『地域福祉の推進』を担っている団体が旭市社協であり、地域の皆さまにとって非常に身近であり密接な関りのある福祉機関です。

旭市社協は、地域の様々な社会資源とのネットワークを有しており、多くの人々との協働を通じて地域の最前線で活躍しています。